年金定期預金《ひまわり》

２０２６年6月１日現在

１．商品名（愛称）	・自由金利型定期預金〈M 型〉（１年もの及び２年ものは単利型のみ、３年ものは単利型又は複利型） （愛称）年金定期預金《ひまわり》
２．取扱期間	・当金庫のホームページにおいて公表します。
３．販売対象	・当金庫において公的年金を受け取られている、又は新たに公的年金の受取口座を当金庫に指定する手続き（受取金融機関の変更指定を含む）を完了した個人の方
４．期　間	・１年、２年、３年いずれかの定型方式（元金自動継続扱）
５．預　入 ⑴ 預入方法 ⑵ 預入金額 ⑶ 預入単位	 ・一括預入 ・１０万円以上５００万円以内（預入累積限度額：お一人様５００万円まで） ・１円単位
６．払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
７．利　息 ⑴ 適用金利	 ・固定金利 ・預入期間及び預入金額に応じた預入時の店頭表示の利率に年０.１０%を上乗せした利率を約定利率として満期日まで適用します。（預入期間及び預入金額に応じた適用金利は、下表のとおりです。） 【適用金利表】 ［預入金額／基準金利／上乗金利］10万円以上300万円未満：預入期間に応じた　スーパー定期　店頭表示の利率／年０．１０％ 300万円以上500万円以内：預入期間に応じた　スーパー定期300　店頭表示の利率／年０．１０％ ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率に年０.１０%を上乗せした利率を適用します。
⑵ 利払方法(頻度)	・お利息は、当座預金・普通預金又は貯蓄預金口座への振替により支払います（現金によるお支払いはできません）。 なお、振替先預金口座は、お預入時に指定したご本人名義の口座とします。 ・預入期間１年もの又は預入期間３年もので複利型の場合は、満期日以後に一括して支払います。 ・預入期間２年もの又は預入期間３年もので単利型の場合は、中間利払日（預入日から満期日の１年前の応答日までの間に到来する預入日の１年毎の応答日）以後及び満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は預入日又は前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数及び中間利払利率（約定利率×70%）により計算します。
⑶ 計算方法	・預入期間１年もの及び預入期間２年もの、又は預入期間３年もので単利型の場合は、付利単位を１円とした１年を３６５日とする日割計算とします。 ・預入期間３年もので複利型の場合は、付利単位を１円とした１年を３６５日とする日割計算で、６か月毎の複利計算とします。
８．税　金	・２０１３年1月1日から２０３７年１２月３１日までの期間は、復興特別所得税が課税されますので、利息には２０．３１５%（国税１５．３１５%、地方税５%）の税金がかかります。（マル優をご利用の場合を除きます。）
９．手数料	―
10．付加できる特約事項	・「総合口座」の担保とすることができます（貸越利率は担保定期預金の約定利率に年０．５%上乗せした利率）。 ・遺族基礎年金を受給されている方や身体障害者手帳をお持ちの方などは、マル優のご利用が可能です。 ◎詳しくは、当金庫窓口にお問い合わせください。

【適用金利表】

預　入　金　額	基　準　金　利	上乗金利
10 万円以上 300 万円未満	預入期間に応じた　スーパー定期　店頭表示の利率	年０．１０％
300 万円以上 500 万円以内	預入期間に応じた　スーパー定期 300　店頭表示の利率	

《裏面に続く》

《前頁から続く》

11. 中途解約時の取扱い

・満期日前に解約する場合は、以下の預入期間に応じた期限前解約利率（小数点第４位以下切捨）及び預入日又は自動継続日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。

預 入 期 間	１　年	２　年	３　年
６か月未満	約定利率×２０％又は解約日の普通預金利率の何れか低い方	約定利率×２０％又は解約日の普通預金利率の何れか低い方	約定利率×１５％又は解約日の普通預金利率の何れか低い方
６か月以上１年未満	約定利率×３０％	約定利率×３０％	約定利率×２０％
１年以上１年６か月未満	－	約定利率×４０％	約定利率×２５％
１年６か月以上２年未満	－	約定利率×５０％	約定利率×３０％
２年以上２年６か月未満	－	－	約定利率×４５％
２年６か月以上３年未満	－	－	約定利率×６０％

12. 金利情報の入手方法

・金利は店頭備え付けの金利表示ボード又は窓口へご照会ください。

13. 苦情処理措置・紛争解決措置

・苦情処理措置　本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店又はお客様相談センター（9時～17 時、電話：0120-972-141（通話料無料））へお申し出ください。

・紛争解決措置　東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）及び札幌弁護士会（電話：011-251-7730）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当金庫営業日に、上記お客様相談センター、全国しんきん相談所（電話：03-3517-5825）又は北海道地区しんきん相談所（電話：011-221-3273）へお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。

なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談センター若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。

14. その他参考となる事項

・預金保険制度の付保対象預金です。

・満期日以後の利息は、解約日又は書替継続日における普通預金利率により計算します。

◎詳しくは、当金庫窓口にお問い合わせください。

遠軽信用金庫